

本庁

〒328-8686
万町9-25
☎22-3535
FAX21-2673

大平総合支所

〒329-4492
大平町富田558
☎43-9205
FAX43-8818

藤岡総合支所

〒323-1192
藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900
FAX62-4625

都賀総合支所

〒328-0192
都賀町家中5982-1
☎29-1100
FAX28-0169

西方総合支所

〒322-0692
西方町本城1
☎92-0300
FAX92-2611

岩舟総合支所

〒329-4392
岩舟町静5133-1
☎55-7751
FAX55-4910

休日にお困りの時は
本庁日直☎(22)3535

お知らせ

新生活を応援！令和3年度の定住促進補助制度

市街化調整区域等空き家購入補助金

対象 市街化調整区域（西方地域は用途地域外）に空き家を購入（令和2年4月～令和5年3月の契約）して転入・転居した方

補助金額 20万円

申請期限 令和6年3月31日（日）

結婚新生活支援補助金

新婚生活を始める夫婦の住まいに関する費用を補助

対象 令和3年1月1日以降に婚姻した、所得合計400万円未満かつ各々の年齢が39歳以下の新婚夫婦

補助対象費用 令和3年1月1日以降に生じた住宅の購入・賃借費用・引越費用

補助金額 30万円まで

申請期限 令和4年3月31日（木）

【フラット35】地域連携型

市が住宅金融支援機構と連携し、長期固定金利住宅ローン【フラット35】の借入金利を引き下げます。

対象 「まちなか定住促進住宅新築等補助金」「市街化調整区域等空き家購入補助金」「空き家バンクリフォーム補助金」「木造住宅耐震改修費等補助金」のいずれかに該当する方

支援内容 【フラット35】

の借入金利を当初5年間、年0.25%引き下げ。また、【フラット35】Sとの併用により、最大で0.50%引き下げすることも可能です。

申請先 【フラット35】の取扱金融機関へ申請

※いずれも記載内容以外に複数の要件があります。詳細は問合先へ。

空き家と一緒に農地を「売りたい・貸したい」「買いたい・借りたい」方へ

栃木市空き家バンクに登録された空き家に付属した農地が取得しやすくなりました

耕作のために農地を買ったり借りたりするには、農地の取得後の耕作面積が原則50アール以上必要です。

市農業委員会ではこの要件を一部変更し、対象となる農地が、位置や形状から見て空き家の取得者が耕作することが妥当な農地であると認められる場合には、耕作面積を1㎡以上として農地を取得できるようになりました。

事前に手続きが必要です。詳しくは問合先へ。

国 農業委員会事務局

令和3年度4月からの後期高齢者医療制度の保険料

令和3年度の保険料率等

均等割額 43,200円

所得割率 8.54%

世帯（被保険者全員と世帯主）の合計所得が右表の

軽減割合	均等割の軽減が適用となる世帯の所得額の条件
7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数（*）-1）を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数（*）-1）+（28.5万円×被保険者数）を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数（*）-1）+（52万円×被保険者数）を超えない世帯

基準に該当する場合は、均等割額が軽減されます

※世帯は、その年度の4月1日（年度途中に資格を取得した方は資格取得日）時点の状況で判定します。

＊「給与所得者等の数」

世帯の中で次のいずれかの条件を満たす方の合計人数です。該当する方がいない場合は1とします。

・給与収入額が、55万円を超える方

・65歳未満の場合、公的年金等の収入額が60万円を超える方

・65歳以上の場合、公的年金等の収入額が125万円を超える方

国 栃木県後期高齢者医療広域連合

令和2年度 7.75割軽減

令和3年度 7割軽減

所得の低い方の保険料の均等割額の軽減基準額が変わります

国による個人所得課税の改正に伴い、保険料の均等割額軽減に係る基準額を見直しました。令和3年度より、世帯の保険料額を軽減する基準となる所得額を、次のとおり変更しました。

身体障害者手帳／1・3級

および4級の一部

☆4級の一部

・音声、言語機能の著しい障害

・両下肢のすべての指を欠く

・一下肢の下肢の2分の1以上を欠く

ナンバーのわかるもの

※次の書類をお持ちの方はあわせてお持ちください

重度心身障がい者医療費受給資格者証、特定疾病療養受療証

国 保険年金課☎(21)2137

自動車税（県税）／軽自動車税（市税）の納税通知書が発送します

納期限は5月31日（月）です。期限内に納めましょう。

発布日 自動車税 5月6日（木）、軽自動車税 5月7日（金）

PayPayで納付ができます

PayPayでスマートフォン決済ができます。ぜひご利用ください。

※車検用の納税証明書は発行されません。必要な場合は問合先窓口にて申請ください（無料）

※窓口での納税証明書の発行は、納付から通常2週間程度かかります。車検をお急ぎの場合は、コンビニや取扱金融機関、市役所窓口で納付してください。

障がいのある方などの減免

※車いす移動車等構造改造車をお持ちの方、心身障がい者の方は、一定の条件により軽自動車税が減免になる場合があります。減免は5月31日（月）までに申請が必要です。納税通知書が届いたら早めに申請してください。詳しくは問合先へ。

国 自動車税（県税） 栃木県税事務所☎(23)3414

軽自動車税（市税）

税務課☎(21)2261

固定資産税・都市計画税納税通知書を送ります

は毎年1月1日に市内に土地・家屋・償却資産を所有する方に課税されます。納期限までに納めましょう。家屋の新増築又は取壊し等をしたときは、税務課資産税係までご連絡ください。

発布日 5月7日（金）

納期限 全期・第1期5月31日（月）

第2期 8月2日（月）

第3期 9月30日（木）

第4期 11月30日（火）

国 税務課☎(21)2271

東日本台風で被災して滅失した住宅の土地の持ち主の方へ土地の固定資産税の特例が適用されます

令和元年東日本台風の被害により滅失した住宅が建っていた土地には、令和3年度の固定資産税・都市計画税には特例が適用されます。

特例の内容 令和3年度（発災時の翌々年度）まで、「住宅用地」に対する課税標準の特例と同様の特例が適用されます。住宅が建っていない「被災住宅用地」として「住宅用地」と同様の特例を適用し、税額が軽減されます。

住宅用地に対する課税標準の特例とは 床面積の一定割合以上が居住用となっている住宅が建っている土地（Ⅱ「住宅用地」）に適用される特例です。特例措置により税額が軽減されています。詳細は市ホームページをご覧ください。

※被災住宅の特例は令和3年度で終了する予定です。令和4年1月1日までに専用住宅等の家屋が完成していない場合、令和4年度は課税標準の特例は適用されませんのでご注意ください。

適用要件 次のすべての要件を満たす土地

・令和元年東日本台風により滅失した住宅の土地

・台風発生時に、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されていた土地

・台風発生時に所有していた方が引き続き所有していること（所有していた方の相続人・3親等以内の親族・合併法人を含む）

※自己都合により取り壊した場合など、条件によっては適用除外となります。

国 税務課☎(21)2271

5月12日は民生委員児童委員の日

市では、394名の民生委員児童委員及び主任児童委員が活動しています。地域の皆さんと助け合い、見守り活動をとおして、「声を出さない人」「気になる人」を発見したら、どんな支援やサービスが必要か私達委員が可能な限りアドバイスを行い、各機関に繋ぎます。心配ごとがありましたらお気軽にご相談ください。

こんな時はご相談を

・子どもに関すること（妊娠、子育て、いじめ、虐待等）

・高齢者に関すること（介護や看護等）

・障がい児・者に関すること（外出時の支援、障がい者手帳の交付等）

・その他、生活全般に関すること（健康、医療、福祉サービス、生活費等）

※皆さんの相談内容や個人の秘密は民生委員法の守秘義務で守られます。

国 栃木市民生委員児童委員協議会連合会（福祉総務課内）☎(21)2201

市の補助金を活用して獣害を防ぎましょう

収穫せずに畑に放置された野菜や、ルールを守らないゴミの出し方は、野生鳥獣を集落に引き寄せる原因となります。まずは、環境整備に努めましょう。

市では、シカやイノシシ、ハクビシン等の出没による農業被害、生活環境被害を防ぐために、侵入防止柵や箱わなの設置の補助をしています。設備の設置前に申請が必要です。まずはご相談ください。

※今年度より、ハクビシン・アライグマを個人で捕獲した場合、報償費をお支払いします（捕獲には許可が必要です）。ご自分で処理することが難しい場合は、捕獲従事者による引き取りを行います。詳しくは問合先へ。

国 農林整備課☎(21)2289

遺跡（埋蔵文化財）の範囲内での工事には文化財保護法の規定に基づく届け出が必要です

個人、法人に関わらず、住宅地の造成・建築・解体、山林の抜根、水道を引き込む等、土地を掘削する工事は、事前に問合先窓口（市役所4階）で埋蔵文化財包蔵地かどうか確認をお願いします。

調べたい場所がわかる地図と所在地の住所もしくは地番をご準備ください。FAXでも対応しています。（FAXの場合は必ず電話を入れてください。）

国 文化課☎(21)2497

FAX☎(21)2690